

# 尼崎市情報公開・個人情報保護

## 審査委員会答申

(答申第48号)

(平成30年11月2日)

# 答 申

## 第 1 審査委員会の結論

本件諮問に係る審査請求を棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当とはいえない。本件諮問に係る処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）の処分は、「第 6」の趣旨に従って取り消されるべきである。

## 第 2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成 29 年 8 月 14 日、処分庁に対し、尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、旧労働福祉会館跡地（尼崎市東難波町 4 丁目 4 3 2 番 1）における建築工事に係る尼崎市住環境整備条例に関する一切の文書（以下「本件開示請求文書」という。）について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、同月 29 日、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書が大量であり事務処理の困難があるとして、条例第 12 条第 2 項の規定により、公文書開示決定期間の延長を決定するとともに、同日付尼開指第 3410 号 - 2 により審査請求人にその旨を通知した。
- 3 処分庁は、同年 9 月 28 日、本件開示請求文書を「旧労働福祉会館（尼崎市東難波町 4 丁目 4 3 2 番 1）における開発事業の尼崎市住環境整備条例に基づく事前協議制度に関する図書」と特定した上、次のとおり開示決定期限の特例延長決定及び公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
  - (1) 処分庁は、開示請求に係る公文書が著しく大量であり、開示請求に係る事務以外の事務の遂行に著しく支障が生じるとして、本件開示請求文書のうち次のものについて、条例第 13 条第 1 項の規定により、公文書開示決定期間の延長を決定するとともに、同日付尼開指第 3410 号 - 3 により審査請求人にその旨を通知した。
    - ア 尼崎市住環境整備条例第 27 条第 3 項に規定する説明会に関する図書
    - イ 尼崎市住環境整備条例第 28 条に規定する意見書に関する図書
    - ウ 尼崎市住環境整備条例第 29 条に規定する見解書に関する図書
    - エ 尼崎市住環境整備条例第 30 条及び第 31 条に規定する調停に関する図書
  - (2) 処分庁は、本件開示請求文書のうち尼崎市住環境整備条例第 23 条に規定する届出に関する図書について、次の部分をそれぞれ次に掲げる理由により不開示とする公文書部分開示決定をするとともに、同日付尼開指第 3410 号 - 4 により審査請求人にその旨を通知した。
    - ア 個人（本市職員のうち課長級以上の職にあるものを除く。以下同じ。）の氏名、住所、電話番号及び個人の印章の印影 条例第 7 条第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ同号ア

からウまでのいずれにも該当しないため。

イ 事業者の印章の印影 事業者の印章の印影を一般に公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。また、設計者のノウハウが含まれており、条例第7条第3号アに規定する公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（以下「法人不利益情報」という。）に該当する。

ウ 各階平面図、立面図及び断面図（以下「本件各図面」という。） 特定の個人を識別することはできないが、個人の財産状況に関するものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。また、設計者のノウハウが含まれており、条例第7条第3号アに規定する法人不利益情報に該当する。

エ 各図面に記載される寸法 寸法に関する記載は、特定の個人を識別することはできないが、個人の財産状況に関するものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。また、設計者のノウハウが含まれており、条例第7条第3号アに規定する法人不利益情報に該当する。

オ 求積表に記載の数値 寸法に関する記載は、特定の個人を識別することはできないが、個人の財産状況に関するものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。また、設計者のノウハウが含まれており、条例第7条第3号アに規定する法人不利益情報に該当する。

カ 防火水槽協議図、ゴミ置場詳細図、集会室 設計者のノウハウが含まれており、条例第7条第3号アに規定する法人不利益情報に該当する。

キ 共同住宅の新築に関する計画書に記載の管理組合理約及び使用規則 当該文書は提出されていないため、当該文書を開示することができない。

4 審査請求人は、同年10月11日、本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求において、審査請求人が主張した審査請求の趣旨及び理由等は、次のとおりである。

#### 1 趣旨

本件処分の取消しを求める。

#### 2 理由

##### (1) 文書の不特定及び理由付記の不備

ア 「公文書の開示をしない部分及びその理由」との記載は、文書自体は全て開示

であって、ただその一部分のみが不開示であると読めるにもかかわらず、本件各図面は全体が不開示となっている。また、「各図面」との表記では、何の図面か判断できない。

イ 「(4)各図面に記載される寸法」との記載では、どの部分がこれに該当するか理解できない。「土地利用計画平面図」には多数の不開示箇所があるがどの部分がどの理由により不開示となっているのか理解できない。

ウ 「防火水槽協議図」及び「集会室」との名称の文書がいかなるものか不明である。

(2) 不開示理由非該当

ア 不動産登記法により各階平面図及び建物図面は公開されており、また、地積、各階の床面積は登記簿に記載されている。よって本件各図面及び求積表に記載の数値（以下「各階平面図等情報」という。）は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（条例第7条第2号ア。以下「公知情報」という。）に当たる。そして公知の情報である以上、法人不利益情報には当たらない。

イ 「1階平面図」等、道路上の記載についての不開示部分がある。「各図面に記載される寸法」として不開示としたのだとすると、道路の寸法は個人情報でも法人不利益情報でもないため、不開示は違法である。

第4 処分庁の弁明の要旨等

1 趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 理由

(1) 文書の不特定及び理由付記の不備

ア 本件各図面について、不開示部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められることから全部を不開示としたものであるが、本件処分の通知文別紙にはこれらの文書に不開示情報が含まれていることが示されているから、審査請求人はその全部が不開示となったことを容易に想像することができる。

イ 「防火水槽協議図」及び「集会室」と題する文書は、それぞれ防火水槽及び集会室の各部分の構造、配置、寸法等を示した図面であるところ、開示対象文書が尼崎市住環境整備条例第23条に規定する届出に係る図書であることは明示されており、開発事業者は当該届出に際して尼崎市住環境整備条例施行規則（以下「整備条例施行規則」という。）第10条第1項各号に掲げる図書を市に提出すべきものとされていることから、これらの名称の文書がいかなる内容の文書であるかは容易に想像することができ、文書の特定が不十分ということとはできない。

(2) 不開示事由該当性について

ア 本件各図面には各階平面図等情報を始め、本件開示請求文書に係る建築物（以下「本件共同住宅」という。）の各部分の構造、配置、寸法等、外観の形状等が記載されているところ、これらの情報には当該住宅の設計者の技術的ノウハウ等の秘密が含まれている蓋然性があるから、これらを開示することで当該住宅の開発事業者等の正当な利益が害されるおそれがあるといえ、法人不利益情報に当たるといべきである。

なお、本件共同住宅は未完成であるから、各階平面図等情報は工事の進捗次第で変更されることも考えられるため、公知情報ということとはできない。また、本件共同住宅の建築により近隣住民等の生命等に具体的な危害が及んでいる事実はなく、将来危害が及ぶという蓋然性も認められないため、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（条例第7条第3号ただし書。以下「公益情報」という。）にも当たらない。

イ 審査請求人は、道路の寸法が開示となっていない旨をいうが、当該記載は本件共同住宅に係る寸法が図面上道路部分にかかって表記されているものである。

## 第5 審理員意見書の要旨

審理員は、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしており、その理由は次のとおりである。

### 1 理由付記

- (1) 「公文書の開示をしない部分」との記載にもかかわらず本件各図面の全部が開示となっている点につき、不開示部分として本件各図面が挙げられておれば、その全てが開示となったと認識することは可能であり、文書の特定が不十分として違法とまでは認められない。
- (2) 「防火水槽協議図」「集会室」といった表記について、整備条例施行規則中にこれらの具体的名称が挙げられているわけではないから、その具体的内容を記載するのが望ましいとはいえる。もっとも、この程度の記載であっても防火水槽や集会室に係る図面をいうものとの理解が一応可能であるから、特定が不十分として違法と評価すべきまでには至っていない。

### 2 不開示理由該当性

- (1) 本件各図面は、個人の財産又は私生活に関する情報であり、表札等を調査することで容易に個人を特定できるものでもあるから、個人に関する情報に該当する。また、設計図書も学術的な性質を有する図面として著作権の対象となると解されるから、これを公開することは著作者の公表権（著作権法第18条第1項）を侵害するものであって、法人不利益情報に当たるといべきである。

審査請求人は、各階平面図等情報については登記によって公示される旨をいうが、かかる情報とそれ以外の不開示情報とを区分することは困難であり、仮に可能であ

るとしても残余の部分に開示する有意性が認められない。また、公の利益のためにこれを開示すべき必要性も認められず、公益情報に当たるということもできない。

- (2) 「防火水槽協議図」「ゴミ置場詳細図」「集会室」について、審査請求人は、これらは販促用に開示されるものが多いため個人や法人の権利利益を害するものではない旨をいうが、本件共同住宅についてこれらの図面が現に公表されたとの事実は認められず、開発事業者に損害が及ぶことがないとまではいえないため、法人不利益情報に当たる。

## 第6 審査委員会の判断

本件審査請求を棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当とはいえない。その理由は次のとおりである。

### 1 理由付記

- (1) 「公文書の開示をしない部分」との記載にもかかわらず1階平面図を除く本件各図面の全部が開示となっていない点につき、不開示部分として本件各図面が挙げられておれば、その全てが開示となったと認識することは可能であり、文書の特定が不十分として違法とまでは認められない。
- (2) 「防火水槽協議図」「集会室」といった表記について、審理員の判断は適正なものであると言えるので、本審査委員会としても、審理員意見書のとおりであると考え

### 2 不開示理由該当性

- (1) 本件共同住宅は工事完了予定日を平成30年10月15日とするものであり、本件開示請求時点においてはいまだ建設中のものであるから、(たとえ将来において個人に分譲されることが予定されているとしても)同住宅に係る本件各図面を個人に関する情報に当たると見ることは相当でない。

また、仮に本件各図面が「著作物」(著作権法第2条第1項第1号)に当たるとしても、本件処分の時までには著作権者が「別段の意思表示」をしたとの事実は認められないから、著作物の公表に係る著作権者の同意が擬制され、公表権の侵害を観念する余地もない(同法第18条第3項)。

他方、本件各図面は専門技術者を擁する法人によって作成されたものであり当該法人のノウハウに係る事項が記載されていると認められるし、これが広く公開されると外部からの侵入が容易になる等、本件共同住宅の防犯上の弊害が予想されることから、その分譲を予定している開発事業者との関係でも、本件各図面は法人不利益情報に当たるといふべきである。

もっとも、不開示情報を含む公文書であっても、当該部分を「容易に区分して除くことができるときは」除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる

とき」を除き、部分開示とすべきところ（条例第8条第1項）、処分庁は本件各図面の不開示とすべき部分以外の部分について、同項ただし書がいう「有意の情報」に当たらない旨主張する。しかしながら、公文書は開示が原則であることから、有意でない情報とは、それ自体としては無意味な文字や数字の羅列等、およそ当該部分を開示する意義に乏しいと客観的に認められる情報をいうと抑制的に解すべきところ、本件各図面の不開示とすべき部分以外の部分全てがこれに当たるとは認められない。また、そもそも、1階平面図の部分開示状況を見る限り、他の本件各図面についても、不開示とすべき部分を「容易に区分して除くことができる」といえる。

- (2) 「防火水槽協議図」「ゴミ置場詳細図」「集会室」について、法人のノウハウに係る図面として法人不利益情報に当たることは、本件各図面と同様である。審査請求人は、これらは販促用に開示されるものが多いため個人や法人の権利利益を害するものではない旨をいうが、一般論を述べるにすぎず、本件共同住宅についてこれらの図面が現に公表されたとの事実は認められない。これらの付帯設備に係る図面が販促用に開示されることが多いということ自体疑問であるし、仮に公開されるとしてもそれはなお前記各図面そのものではないと考えられ、審査請求人の主張は採用できない。

もっとも、これらの図面についても開示するに有意な箇所がなお部分的に存在することは本件各図面と同様であり、部分開示とするのが相当である。

以 上

(参考)

審査の経過	
平成30年7月12日	諮問書を受理(諮問第48号)
平成30年9月14日	審査委員会第2部会に付託
平成30年10月17日	第1回審議
平成30年11月2日	答申

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会 第2部会		
氏名	現職	備考
松並 潤	神戸大学教授	部会長
石橋 伸子	弁護士(弁護士法人神戸シティ法律事務所)	
重本 達哉	大阪市立大学准教授	